

目次

ご案内

8月・11月はいばらき働き方改革推進月間です！/仕事と生活の調和推進計画のご案内	2
働き方改革優良企業認定制度のご案内	3~4
働く女性を支援するためのメンター研修のご案内	5~6
女性活躍推進アドバイザーの無料派遣のご案内	7~8
いばらき労働相談センターのご案内	9
元気いばらき就職面接会のご案内（水戸会場）	10
在職者訓練・いばらき名匠塾について	11

募集

いばらき女性活躍推進会議会員募集	12~13
障害者雇用優良企業の募集	14
令和2年度後期 水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集	15
令和3年度「県立IT短大」入学生募集（推薦入学）	16
令和3年度 県立産業技術専門学院入学生募集	17

お知らせ

[労働局から]	
労働保険料の口座振替納付について	18
業務改善助成金のご案内	19
働き方改革推進支援助成金について	20~21
改正職業安定法（求人不受理）について	22
両立支援等助成金制度のご案内	23~24
無期転換ルール周知啓発	25
改正女性活躍推進法の解説動画について	26
医療勤務環境改善支援センターについて	27

[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	28~30

8月・11月は、「いばらき働き方改革推進月間」です

いばらき働き方改革推進協議会（経済団体、労働者団体、行政機関等）では、官民が連携して、働き方改革の推進に取り組んでいます。

8月・11月のいばらき働き方改革推進月間を機会に、長時間労働の抑制や年次有給休暇取得の促進、テレワーク・時差出勤など、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や、効率的な業務改善に取り組みましょう。



「仕事と生活の調和推進計画」を策定しましょう

～ワーク・ライフ・バランスはじめの一歩～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、県の建設工事の入札参加資格者名簿（平成31・32年度資格者名簿分）作成の際の加点項目となるほか、商工中金の「いばらき働き方改革・子育て応援ローン」、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援金」を利用することができます。詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください（様式と計画の記入例を掲載しています）。

問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

電話：029 - 301 - 3635 FAX：029 - 301 - 3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

HP: <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>

茨城県 働き方改革 で検索！



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

■ **受付期間**：通年 ※認定は、随時行います。

■ **対象要件**：

- ・茨城県内に本社又は本店を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「仕事と生活の調和推進計画」への届出及び「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること

推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取り組みを行っている企業

【メリット】

- ・県から働き方改革に関する情報を提供します。
- ・県のホームページで推進企業として公表します。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】

- ・県が運営する求人サイト「いい顔で働こう。いばらきの求人」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス！

認定の流れ

- 「仕事と生活の調和推進計画」の届出 及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録
※詳細は、「申請方法」に記載の県労働政策課ホームページをご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア

➡ 推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～10の項目で、基準点をクリア

➡ 優良企業認定

- 申請書類を提出 ※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付
※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を県ホームページ等で公表

①：認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。
※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。

申請方法

- 下記申請書類を作成の上、ご提出ください。 ※詳しくは、県労働政策課ホームページをご覧ください。

- ①：茨城県働き方改革優良(推進)企業認定申請書（様式第1号）
- ②：茨城県働き方改革優良(推進)企業認定基準達成状況表（様式第2号）
- ③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、県労働政策課ホームページ（下記URL）よりダウンロードしてください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/nintei.html>

「茨城県 働き方改革優良企業」で検索！

※「仕事と生活の調和推進計画」の届出及び「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。



提出先・問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当
〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階
TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

働く女性を支援するための メンター研修

参加費
無料

女性が活躍できる組織づくりに向け、後輩女性の良き相談相手となり、キャリア形成を支援するメンター(助言者)を養成し、社内に導入するためのセミナーです。

会場

茨城県立青少年会館 大研修室
(水戸市緑町1-1-18)

<講師> 河野 真理子 氏

(株式会社 キャリアン 代表取締役社長)
コンサルタント(人材育成/ダイバーシティ経営)



専門は組織における人材育成・能力開発、ダイバーシティ・女性活躍推進、キャリア形成支援、マネジメント等に関するコンサルティング。メーカー勤務時に管理職・子会社経営、産育休などを経験。

内閣府・文部科学省等の委員を歴任し、現在、神奈川県教育委員、(独)労働政策研究・研修機構総合評価諮問委員、(公財)日本生産性本部評議員の他、日経WOMAN女性活用度調査2020(女性の活躍する会社BEST100)の審査にも携わる。

参加対象

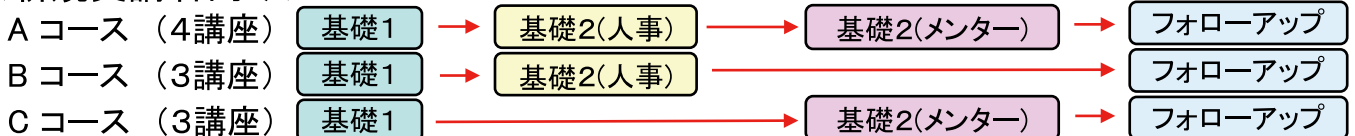
女性後輩の相談にのることを希望する従業員又はメンター制度導入を検討する担当で、キャリア形成やワーク・ライフ・バランスなどに一定の知識・経験のある方(性別は問いません)。

プログラム・コース

※受講に当たっては事前アンケートの提出及び基礎1及び基礎2終了後に課題(宿題)があります。
※新型コロナウイルスの今後の状況に応じて、開催日時や開催方法を変更する場合があります。

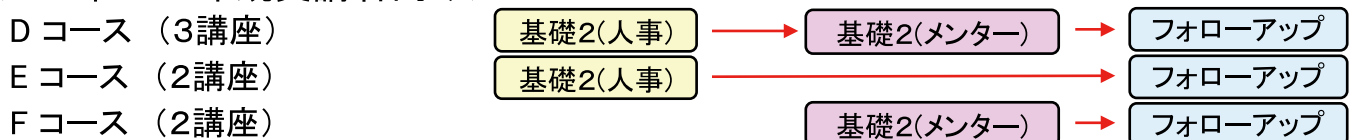
基礎1	8月4日(火) 13:00~16:30	定員30名	◇メンター入門~メンター活用に向けて~ 1 メンターの役割と効果 2 メンター活用のために 3 メンターの人選とコミュニケーション ※基礎2の説明
基礎2 (人事担当者)	8月26日(水) 10:00~16:30	定員20名	◇メンター制度導入・運用 1 メンター推進に向けて 2 メンター制度の導入準備 3 メンター制度の運用検討 4 導入・運用プランの策定と優先課題の検討 5 試行期間中のアクションプラン(実践計画)の検討
基礎2 (メンター)	9月16日(水) 10:00~16:30	定員30名	◇メンタリングの実践 1 メンタリングの実践に向けて 2 メンタリングの展開方法 3 メンタリングの実践(演習) 4 メンタリングの活用 5 試行期間中のメンタリング実践の検討
フォローアップ	2月予定 13:00~16:30	基礎研修の参加者状況による	◇メンター制度・メンタリングの現状・課題・今後に向けて 1 メンター推進の進捗状況 2 現状と課題 3 課題と解決策 4 今後に向けて 5 メンターの活用と発展 ※修了証書授与

<新規受講者向け>



<H30年・H31年既受講者向け>

※「基礎研修2(人事)・(メンター)」の内容には、過去の研修内容の一部を含みます。



主催 茨城県・いばらき女性活躍推進会議

参加申込書

< 申込締切 > 令和2年7月10日（金）

Eメール：rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
FAX：029-301-3649

申込日 令和2年 月 日

事業所名			
所在地	〒 _____		
連絡先	ご担当部署	ご担当者名	
	メールアドレス ※必ずご記入ください。	TEL/FAX	
参加者	お名前（ふりがな）	所属	
		役職/ 担当業務	
	年齢 歳	勤続年数	
参加希望コース (希望コースに○)	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F		
貴社におけるメンター制度の導入状況、参加者の相談対応経験についてお選びください。（※回答必須）			
制度の状況	<input type="checkbox"/> メンター制度がある <input type="checkbox"/> 導入に向けて検討中 <input type="checkbox"/> 今のところ考えていない		
相談対応の経験	メンターもしくはメンターに類する立場として <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがない		

< 留意事項 >

- 複数名の参加希望がある場合にはご相談ください。
- ご記入いただいた情報を参考に受講者を決定し、メールアドレスへご連絡いたします。
- ご記入いただきました内容は、当イベントの参加者管理にのみ使用いたします。なお、当イベント関係者以外の団体・個人等の第三者に対して、情報を開示・提供することは一切ありません。
- 広報・記録用として会場内の写真撮影をさせていただきますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いいたします。

- ・ アルコールでの手指消毒 ・ 座席の間隔確保 ・ 講師及び参加者のマスク着用 等

会場

茨城県立青少年会館 大研修室（水戸市緑町1-1-18）



< 交通のご案内 > ※なるべく公共交通機関をご利用ください。

○公共交通機関をご利用の場合

- ・ JR常磐線 水戸駅北口4番乗場より 茨城交通バス乗車 「歴史館偕楽園入口」下車徒歩1分
- ・ JR常磐線 水戸駅北口4番乗場より 茨城交通バス「偕楽園行」乗車 「青少年会館前」下車

○お車をご利用の場合

- ・ 水戸IC（笠間方面）からお越しの場合は、国道50号線の水戸駅方面に向かって「偕楽園北口」交差点を右折。
- ・ 水戸駅方面からお越しの場合は、国道50号線を笠間方面に向かって「大工町2丁目」交差点を左折。
- ・ 構内駐車場が満車の場合には、近隣駐車場をご案内します。

【問合せ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電話/029(301)3635 Eメール/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ご存じですか？

2022年4月から常時雇用する労働者が
101名以上の事業主は、女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画の策定が義務化となります。

もっと輝く職場に一

「女性活躍推進アドバイザー」を 無料で派遣します！

女性が活躍できる職場を目指している中小企業等へ、
女性活躍推進アドバイザー（社会保険労務士等）を派遣し、
課題の掘り起こし、課題解決のアドバイス、
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画^(※)の
策定まで、きめ細やかにサポートします。

※一般事業主行動計画とは？

事業所が、自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題
分析をもとに目標を設定し、目標を達成するための具体的
な取組み内容をまとめたものです。

支援企業数

限定 **30** 社

募集期限

2020年 **7月15**日(水) 16:00 到着分まで

申込条件

- ① 茨城県内に本社があること
- ② 申し込み時点で行動計画が未策定であり、
今年度中に策定し、労働局に届け出ること
- ③ 国または市町村から同様の趣旨の
アドバイザー派遣を受けていないこと

女性活躍に関する取組が評価されると表彰・認定等の獲得につながります

両立支援等
助成金

(女性活躍加速化)



茨城県
女性リーダー登用
先進企業表彰



えるぼし認定



上記の詳細やその他の制度・取組は、アドバイザー訪問時に詳しくご案内いたします。

サポートの流れやお申込み方法等は裏面をご確認ください▶

女性活躍推進アドバイザーによるサポートの流れ

1 運営事務局宛に申込

7/15 まで

- 申込後、事務局より確認連絡および課題等のヒアリングを行います。

2 支援企業を決定

7月下旬

- 申込締切後、枠数を超えた場合には、ヒアリング内容をもとに支援企業を決定します。
- 決定後、可否に関わらず結果をご連絡します。

3 アドバイザー初回訪問

8月～

- 事務局側で貴社の課題に合わせてアドバイザーを選定し、訪問スケジュールを決定します。
- 初回訪問では、女性活躍推進法の概要の説明、茨城県の施策の説明、計画に係る課題の掘り起こし、課題解決の方策等をお伝えします。

4 計画案の作成

- アドバイザーからの助言をもとに、計画案の作成を進めてください。

5 アドバイザー2回目訪問

10月～

- 2回目訪問では、作成した計画案が会社の現状に即しているか、数値目標・取組内容が適切に重点を置き、計画内容をアドバイザーが確認します。

6 計画の届出

- アドバイザーからの助言をもとに計画を修正し、茨城労働局へ届け出てください。

▶ お気軽にご相談ください

事務局では、制度について疑問がある方や申込みを悩まれている方のために、電話相談窓口を設置します。女性活躍推進法についてお困りなことや相談したいことがありましたら、まずはご連絡ください。(7/15 まで)

TEL **029-860-5080**

お問合せ・お申込み方法

下記必要事項をご入力の上、FAXまたはメールにてお申込みください。

- FAX : 029-855-5180 (送付先/株式会社セキショウキャリアプラス)
- メール : adviser@sekisho-career.co.jp

募集期限

2020年 **7月15日**(水)
16:00 到着分まで

ご希望の項目に☑をお願いいたします		<input type="checkbox"/> 申込希望		<input type="checkbox"/> 事業説明希望	
貴社名	フリガナ				
ホームページ URL					
TEL		FAX			
所属・役職		ご担当者名			
ご担当者メールアドレス					

※ご記入いただいた個人情報等は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

お問合せ先・事業委託運営者



株式会社セキショウキャリアプラス 女性活躍推進アドバイザー派遣事務局
〒305-8515 茨城県つくば市東新井12-2
✉ adviser@sekisho-career.co.jp

TEL **029-860-5080**
(受付/平日 9:00~18:00)

この業務は、茨城県より株式会社セキショウキャリアプラスが委託を受け、運営しております

いばらき労働相談センターのご案内

新型コロナウイルス感染拡大の影響による賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。

いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。

メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。

また、特別出張相談を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）あてお問い合わせください（事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能）。

・相談窓口

・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）

第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）

※日曜日、祝日、年末年始は休業

・場所

・電話番号

・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階

029-233-1560

rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、
職場でのいじめ、パワハラ、セクハラなど

・特別出張相談

日にち		会場	
7月	9日（木）	筑西市役所	本庁舎2階会議室202
	16日（木）	日立シビックセンター	5階会議室504号
	17日（金）	つくば市役所	本庁舎3階会議室302
	21日（火）	鹿嶋勤労文化会館	会議室1
	28日（火）	県南生涯学習センター	小講座室4
8月	6日（木）	筑西市役所	本庁舎2階会議室202
	11日（火）	つくば市役所	コミュニティ棟3階会議室A
	20日（木）	取手市役所	議会棟第3委員会室
	25日（火）	鹿嶋勤労文化会館	会議室2
	27日（木）	県南生涯学習センター	小講座室2

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

「元気ばらき就職面接会(水戸会場)」を実施します！

若者や離職され求職中の方、就職氷河期世代の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

記

- 1 開催日時 令和2年9月11日(金曜日)
13:30～15:30(受付13:00～)
- 2 会場 水戸合同庁舎大会議室
(水戸市柵町1-3-1)
- 3 対象求職者 若者や離職され求職中の方
就職氷河期世代の方
- 4 参加事業所 県内に本社又は就業場所がある事業所 約20社予定
- 5 詳細 8月頃に県ホームページなどで参加事業所等の詳細等を公開します。
新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、開催内容を変更する
場合があります。変更の場合は、県のホームページで情報を公開します。



参加費無料
事前申込不要

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL: 029-301-3645

在職者訓練・いばらき名匠塾について

～ 技能人材の育成をサポートします ～

県内5つの県立産業技術専門学院では、「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

在職者訓練（スキルアップセミナー）

機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースでお仕事に必要な技能習得をサポートします。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1講座あたり 10～30名 程度	12～20時間 程度	3,040円
IT	基本情報技術者試験対策、機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	5～20名 程度	最長 210時間	※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度		15,200円

いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】各コース5名以内（各産業技術専門学院で1コース（筑西のみ2コース）実施）、定員30名

【訓練時間】48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】1人あたり3,040円

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部労働政策課	（水戸市笠原町 978-6）	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	（水戸市下大野町 6342）	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	（日立市西成沢町 3-9-1）	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	（鹿嶋市林 572-1）	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	（土浦市中村西根番外 50-179）	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	（筑西市玉戸 1336-54）	TEL 0296-24-1714



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

在職者訓練は茨城県が実施する
公的職業訓練（ハロートレーニング）です

いばらき女性活躍推進会議

女性活躍に取り組む

会員企業を募集します！

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
推進会議

(推進会議ロゴマーク)

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって男女が多様な働き方を実現できる環境づくりを進めています。

女性はもちろん男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある茨城の実現をめざし「いばらき女性活躍推進会議」を設立しました。

推進会議では、この会議の設立趣旨に賛同していただける企業を募集しています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 企業が抱える女性活躍推進についての課題解決のヒントとなる各種講演会、研修会 等についてご案内いたします。
- 会議のロゴマークを活用することでイメージアップにつながります。
- 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定を支援します。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649

Mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

(労働政策課ホームページ)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/joseikatsuyaku.html>



いばらき女性活躍推進会議 会員募集のご案内 (会費無料)

いばらき女性活躍推進会議では、設立趣旨をご理解いただき本会にご参加いただける会員を募集しております。

趣旨に賛同し、加入を希望される方は、本書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにて、下記の事務局にお送りください。

●基本情報

団体／企業名 (名簿に記載されます)	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	<input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業
	<input type="checkbox"/> 情報通信業	<input type="checkbox"/> 運輸業	<input type="checkbox"/> 卸売、小売業	<input type="checkbox"/> 金融・保険業
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 飲食店、宿泊業	<input type="checkbox"/> 医療、福祉	<input type="checkbox"/> 教育、学習支援事業
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 団体	<input type="checkbox"/> その他	
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属／氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-Mail	TEL	FAX	E-Mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (令和 年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (令和 年 月時点)
男性社員の育児休業・休暇等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業取得者の割合 (育児休業等を取得した男性社員÷配偶者が出産した男性社員)	% (令和 年 月時点) (人中 人)

※1 記入された内容（所在地、担当者名、連絡先は除く）は、原則としてHP上に公開します。

※2 記入された内容について、事務局より確認のお電話をさせていただくことがございます。

※3 「見える化」項目については、最新の情報を年に1回ご報告ください。

■企業情報および個人情報の取扱について

※本申込書に記載いただく企業情報および個人情報につきましては、公表する項目を除き、本会議に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。

事務局 いばらき女性活躍推進会議事務局（茨城県産業戦略部労働政策課 茨城県水戸市笠原町978-6）
FAX 029-301-3649 ☎ 029-301-3635 E-Mail rosei1@pref.ibaraki.lg.jp
※この様式は、茨城県労働政策課のホームページから、ダウンロードすることもできます。

茨城県障害者雇用優良企業を募集します

県では、障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者の方々へ就労するうえでの有益な情報を提供することを目的として、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、県のホームページ等により公表しています。



障がい者雇用優良企業

1. 認証マーク

県は、認定した企業に対し、認証マーク及び認定証を交付します。

認証マークは、企業のパンフレットや名刺に印刷するなど企業のPRに活用できます。また、県がHP等で認定企業の取り組みを紹介させていただきます。

2. 認定基準

- (1) 県内に本社があること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.5%を達成していること又は過去3年間において法定雇用率を達成していること。
※常用雇用労働者が45.5人未満の企業等については1名以上障害者を雇用していること。
- (3) 「職場環境」「雇用」「人的環境」「姿勢」の4つの区分において、それぞれ1項目以上該当する取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3. 申請方法

認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えてご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 取組内容、その他実績のわかる書類

4. 申請・お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 技能振興G TEL：029-301-3656

詳しい内容や様式は、県HP（<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/syougaisyamark/kbosyu.html>）に掲載しています。

令和2年度後期 水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集!!

～軽度の知的障害のある方を対象とした職業訓練です～
授業料無料※【募集人員：10名】

※テキスト代、作業服代や傷害保険など、個人的な費用については実費負担となります。

訓練内容

きめ細やかな指導により、OA実技を含む基礎学科、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、販売・物流業務、清掃業務、介護業務等に関する知識・技能を習得し、就職を目指します。

★就職先の主な業種：卸小売業、製造業、介護・福祉業、建設・運輸・物流 等

訓練期間

令和2年10月19日(月)～令和3年3月26日(金)まで【6ヶ月】

○ 訓練時間 8時30分～16時

訓練対象者 (次のすべての要件を満たしている方)

- 軽度の知的障害者としての療育手帳を所持している方、又は公的機関でこれと同等と判断された方
- 公共職業安定所に求職申し込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- 職業訓練を受講することに熱意を有し、就労意欲があり、職業的自立が可能と認められる方
- 自ら通学が可能で、集団生活及び職業訓練を受講するのに支障がないと認められる方

訓練実施場所・選考試験会場

水戸産業技術専門学院 水府町校舎

所在地：水戸市水府町864-4 (茨城県職業人材育成センター研修棟3階)

選考日程

○ 募集期間 令和2年7月13日(月)～8月28日(金)

○ 選考日 令和2年9月7日(月) 午前8時45分

選考内容：小テスト(簡単な計算・読み書き)、軽作業(簡易作業及び適性検査)及び面接(本人と保護者)を行いますので、筆記用具(鉛筆)を持参してください。

○ 合格発表日 令和2年9月11日(金) 午前9時

その他

- 「受講指示者」には、雇用保険又は訓練手当が支給されます。
- 「支援指示者」には、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」が支給されます。
詳細は、最寄りのハローワークへご相談ください。

問合せ先

詳細については、水戸産業技術専門学院又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

茨城県立産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 総合実務科(水府町校舎)

TEL：029-300-5221, FAX：029-300-5222, ホ-ム-ペ-ジ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

令和3年度「県立IT短大」入学生募集

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、
産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています。
合格率が20%程度の難関な国家試験（基本情報技術者試験）
に多くの学生が合格しております。

**オープンキャンパスを7月18日（土）、
8月1日（土）【女子高校生向け】、8月29日（土）に開催！
多くの皆様のご応募をお待ちしております！**



◆施設・定員

施設	茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員	情報システム科（20人）／情報処理科（40人）

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
①学校長推薦	10/9(金)	9/1(火)～10/2(金)
②自己推薦	11/6(金)	10/5(月)～10/30(金)
③一般入試（前期）	12/11(金)	11/2(月)～12/4(金)
④一般入試（中期）	2/5(金)	12/7(月)～1/29(金)
⑤一般入試（後期）	3/15(月)	2/1(月)～3/5(金)

※別途「事業主推薦」については、②から⑤と同一日程で実施します。

◆学費

入学金	①126,750円（令和2年4月1日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000円（①以外の者）
授業料	390,000円（年額）
授業料免除	経済的な理由によって、授業料の納付が困難な学生で、一定条件を満たす場合は、授業料の免除等が受けられます。
その他	教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については学生募集要項を参照してください。

短大ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/> からダウンロードできます。



令和3年度 県立産業技術専門学院入学生募集！

来年度の県立産業技術専門学院の入学生を募集します！

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。多くの皆様のご応募をお待ちしております！



YouTube で PR 動画を公開しています！

URL <https://www.youtube.com/watch?v=6DGCzEK-rS4>

◆募集内容

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
		機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	1年	金属加工科	20名
	2年	プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

◆入試日程

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/24(月)	7/6(月)～8/18(火)
学校長推薦	9/25(金)	8/31(月)～9/18(金)
一般入試 (A 日程)	10/30(金)	10/5(月)～10/23(金)
一般入試 (B 日程)	12/11(金)	11/9(月)～12/4(金)

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



労働保険料の納付は『口座振替』が便利です

- ◆ 金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに・・・
- ◆ 納付 "忘れ" や "遅れ" がなくなるため、延滞金を課せられる心配がありません。
- ◆ 手数料はかかりません。
- ◆ ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が延長されます。

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

申込用紙の入手

- ※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。

口座を開設している金融機関に提出

- ※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。
- ※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いができません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページでご確認ください。
詳細はこちら <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

「口座振替」で労働保険料等を納付している事業主の方へのお知らせ

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が、令和2年6月1日～令和2年7月10日から、令和2年6月1日～令和2年8月31日まで延長されたことに伴い、全期・第1期の口座振替納付日を、令和2年9月7日から **令和2年10月13日に変更**となりましたのでご注意ください。

なお、第2期、第3期の口座振替納付日については、変更ありません。

《令和2年度労働保険料等の口座振替納付日》

全期・第1期	第2期	第3期
(変更前) 令和2年9月7日	(変更なし) 令和2年11月16日	(変更なし) 令和3年2月15日
(変更後) 令和2年10月13日		

- ※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための労働保険料等の特例猶予を申請した場合には、令和2年度の口座振替は一斉に凍結することになります。第1期分のみの特例猶予を申請し許可された場合にあつては、第2期、第3期分は、納付書での納付となりますのでご注意ください。

令和2年度 業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

**事業場内最低賃金を25円以上引上げ、
設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行った場合に
その費用の一部を助成します。**

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※)			
		2~3人	40万円					
		4~6人	60万円					
		7人以上	80万円					
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※)		
		2~3人	50万円					
		4~6人	70万円					
		7人以上	100万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※)	
		2~3人	90万円					
		4~6人	150万円					
		7人以上	230万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※)
		2~3人	150万円					
		4~6人	270万円					
		7人以上	450万円					

※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

【ご留意頂きたい事項】

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

【お問い合わせ先】

- ◆全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合等は、予算の範囲内で支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室(029-277-8294)へお問い合わせください。

令和2年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に
取り組む**中小企業事業主等**に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

○**中小企業事業主**とは、「資本または出資額」「常時使用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用使用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う 中小企業事業主に対し、取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主	<p>以下の①から④の目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月60時間を超えている36協定の時間外労働時間数の縮減 ②週休2日制の導入に向けた所定休日の増加 ③病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇のいずれかの導入 ④時間単位の年次有給休暇制度の導入 <p>※ 上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げる目標の追加が可能</p>
助成率、上限額	<p>費用の3/4を助成</p> <p>※ 常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記（3）①の取組の場合 令和2年度又は令和3年度に有効な36協定において、 ア 時間外労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限100万円又は50万円（現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります） イ 時間外労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限50万円 ・上記（3）②の取組の場合 ア 所定休日を月3日以上増加 ⇒ 上限50万円 イ 所定休日を月1日～2日増加 ⇒ 上限25万円 ・上記（3）③及び④の取組の場合 ⇒ それぞれ上限50万円 <p>※ 上記①から④に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算</p>
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費
交付申請期限	令和2年11月30日（月）

コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入又は拡大する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成	3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用（下記「助成対象」参照）を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	次のいずれかに該当する事業場を有する中小企業事業主 ① 新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入 ② 既に9時間以上の勤務間インターバルを導入しているが、対象となる労働者が半数以下 ③ 9時間未満の勤務間インターバルを導入	傘下企業のうち、1/2以上の企業について、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 【新規導入の場合】 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円 【適用範囲の拡大、時間延長の場合】 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限40万円 11時間以上 ⇒ 上限50万円 ※1 上記に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算	上限500万円 ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	令和2年11月30日（月）	令和2年11月30日（月）

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。
交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

また、本助成金のコースとして、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を対象とした「テレワークコース」もあります。

「テレワークコース」の詳細のお問合せ、申請はテレワーク相談センター（0120-91-6479）までお願いします。

<お問合せ、申請先>

茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

求人企業の皆さまへ

改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者などからの求人の申込みを受理しないことが可能**となりました。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、求人の申込みを受理しないことができます。（④～⑥の要件が、改正職業安定法により追加されました。）

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **職業紹介事業者からの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

- ハローワークは、求人の申込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めるとされており、職業安定法では、**求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの**報告の求めに応じなかった場合は、求人の申込みが受理されないこととなります**ので、**報告にご協力**ください。
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性**があるので、**正しい内容の報告**をお願いします。

【参考：職業安定法】

- 第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。
- 一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）
 - 2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。
 - 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



厚生労働省・茨城労働局・ハローワーク

以下に該当する場合には、求人の申込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

違反した場合に求人の申込みが受理されないこととなる法律の規定

法律	対象条項
労働基準法	<p><男女同一賃金>第4条、<強制労働の禁止>第5条、<労働条件明示>第15条第1項及び第3項、<賃金>第24条、第37条第1項及び第4項、<労働時間>第32条、第36条第6項（第2号及び第3号）、第141条第3項、<休日・休暇等>第34条、第35条第1項、39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、<年少者関係>第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、<妊産婦関係>第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項 （※労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用される場合を含む。）</p>
最低賃金法	第4条第1項
職業安定法	<p><労働条件等の明示>第5条の3第1項、第2項及び第3項、<求職者等の個人情報の取扱い>第5条の4、<求人の申込み時の報告>第5条の5第3項、<委託募集>第36条、<労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止>第39条、第40条、<労働争議への不介入>第42条の3において読み替えて準用する第20条、<秘密を守る義務>第51条</p>
男女雇用機会均等法	<p>第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項、第11条の2第1項、第12条及び第13条第1項 （※労働者派遣法第47条の2の規定により適用される場合を含む。）</p>
育児・介護休業法	<p>第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条、第26条及び第52条の4第2項（第52条の5第2項において準用する場合を含む） （※労働者派遣法第47条の3の規定により適用される場合を含む。）</p>

- 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」（令和元年法律第24号）の施行に伴い、**令和2年6月1日から、対象となる規定などの一部が改正**され、以下の①または②の規定に違反し、勧告・公表された場合も、求人不受理の対象となります。

○ 追加される対象となる法律の規定

- ①労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
 具体的には：男女雇用機会均等法第11条第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）、育児・介護休業法第25条第2項
- ②職場におけるパワーハラスメント防止に関する事業主の雇用管理上の措置義務、パワーハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止
 具体的には：労働施策総合推進法第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む。）（労働者派遣法第47条の4の規定により適用される場合を含む。）

○ 追加される対象となるケース

労働施策総合推進法第33条第2項の規定により公表され、是正後6か月経過していない場合など

両立支援等助成金のご案内

支給額の＜ ＞内は、生産性要件（次ページ参照）を満たす場合の助成額です。

1. 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主及び育児目的の休暇を導入し男性労働者に利用させた事業主に対して助成

① 男性労働者の育児休業

1人目の育休取得

中小企業 57万円＜72万円＞

中小企業以外 28.5万円＜36万円＞

*2人目以降の支給額は、取得日数等により額が異なります。

*個別面談等育児休業の取得を後押しする取り組みをした場合、加算あり

*1企業あたり1年度10人まで支給

② 育児目的休暇

中小企業 28.5万円＜36万円＞

中小企業以外 14.25万円＜18万円＞

*1企業1回まで支給

2. 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主、又は仕事と介護との両立に資する制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対して助成

① 介護休業

【休業取得時】 28.5万円＜36万円＞

【職場復帰時】 28.5万円＜36万円＞

② 介護両立支援制度 28.5万円＜36万円＞

*それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給

3. 育児休業等支援コース

① ② 「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主に対して助成

① 育休取得時 28.5万円＜36万円＞

② 職場復帰時 28.5万円＜36万円＞

*業務代替労働者への職場支援等の取り組みをした場合、加算あり

*1企業あたり無期雇用者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

③ 育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成

③ 代替要員確保時 47.5万円＜60万円＞

*育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円＜12万円＞加算

*1企業あたり1年度10人まで、5年間支給

④ 育児休業から復帰後の労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して支給

④ 職場復帰後支援

【子の看護休暇制度】

・制度導入時 28.5万円＜36万円＞

・制度利用時 取得した休暇時間に1,000円＜1,200円＞を乗じた額

【保育サービス費用補助制度】

・制度導入時 28.5万円＜36万円＞

・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額

*制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」

いずれかについて、1企業1回まで支給

*制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間＜240時間＞、「保育サービス費用補助制度」は20万円＜24万円＞まで支給

4. 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤または転居を伴う転職を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成

【再雇用者 1 人目】

中小企業 38 万円 <48 万円>

中小企業以外 28.5 万円<36 万円>

【再雇用者 2～5 人目】

中小企業 28.5 万円<36 万円>

中小企業以外 19 万円<24 万円>

* 上記の額を継続雇用 6 か月後、1 年後の 2 回に分けて半額ずつ支給

5. 女性活躍加速化コース

常時雇用する労働者が 300 人以下の中小企業事業主が、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定して、目標を達成した場合に助成

1 企業 1 回限り

・取組目標達成時 47.5 万円<60 万円>

【 中小企業の範囲 】

中小企業事業主の範囲は以下のとおりとなります。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

【 生産性要件とは？ 】

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ・その3年度前（*1）に比べて6%伸びている または
- ・その3年度前（*1）に比べて1%以上（6%未満）伸びている（*2）

場合に、助成の割増等がされる制度です。

ただし、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

*1 3年度前の初日に雇用保険適用事業主であることが必要です。また、会計期間の変更などにより、会計年度が1年未満の期間がある場合は、当該期間を除いて3年度前に遡って算定を行います。

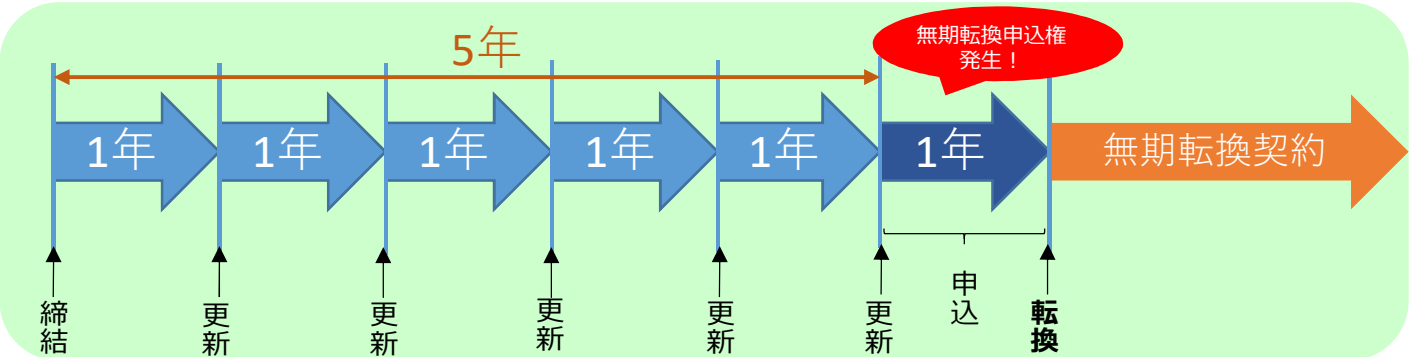
*2 この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。

- 上記以外にも詳細な要件が定められています。また、申請総額が予算額を超過した場合等は、予算の範囲内において支給します。
- 詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL 029-277-8294）まで。

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ 平成30年4月から、多くの方に無期転換申込権が発生しています。 まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- ・その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html) をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**無期転換ポータルサイト**」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

令和2年6月1日
施行！

事業主の皆さま、

「女性活躍推進・ハラスメント対策」は

お済みですか！

改正法解説動画ページが開設されました！

令和元年5月29日に、国会において「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、令和元年6月5日に公布されました。

本改正法は、「女性活躍推進法」の他に、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、複数の法律を一括して改正する法律となっています。

本動画は同改正法の令和2年6月1日の施行に伴い、厚生労働省より、「女性活躍推進法」等の改正内容について説明しています。

◆ 改正法解説動画URL ◆

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/mov_taisaku



改正法解説動画
利用のメリットは
こんなにあります！

みなさま、
是非ご活用を！

「説明会の開催日時は都合が合わない…！」 心配ご無用！いつでも閲覧可能です！
また、配信の内容は実際に説明会をした場合の説明内容と同じものとなっています。

「説明会場内での混雑が心配…」 心配ご無用！「3蜜」が避けられます！

分割再生できるので、見たいセクションから閲覧可能！

分からないところは繰り返し何度でも閲覧可能！

動画配信で使用されている資料をダウンロードできます！

動画の閲覧、資料のダウンロード等、ご利用は全て無料です！

「女性活躍推進・ハラスメント防止対策」について

解説動画ページサンプル



お役立ちサイトのご紹介



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



女性の活躍推進に取り組むための参考情報として、データ公表のための入力操作マニュアルや行動計画策支援ツールなどを掲載しています。

また、女性の活躍推進や両立支援に積極的に取り組む企業の事例を多数掲載しています。自社の取組の参考としてご活用ください。



<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

動画で学ぶハラスメント、裁判例、オンライン研修講座、対策導入マニュアルなど、ハラスメント対策の総合情報を発信しています。



【問い合わせ先】茨城労働局 雇用環境・均等室 指導係

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

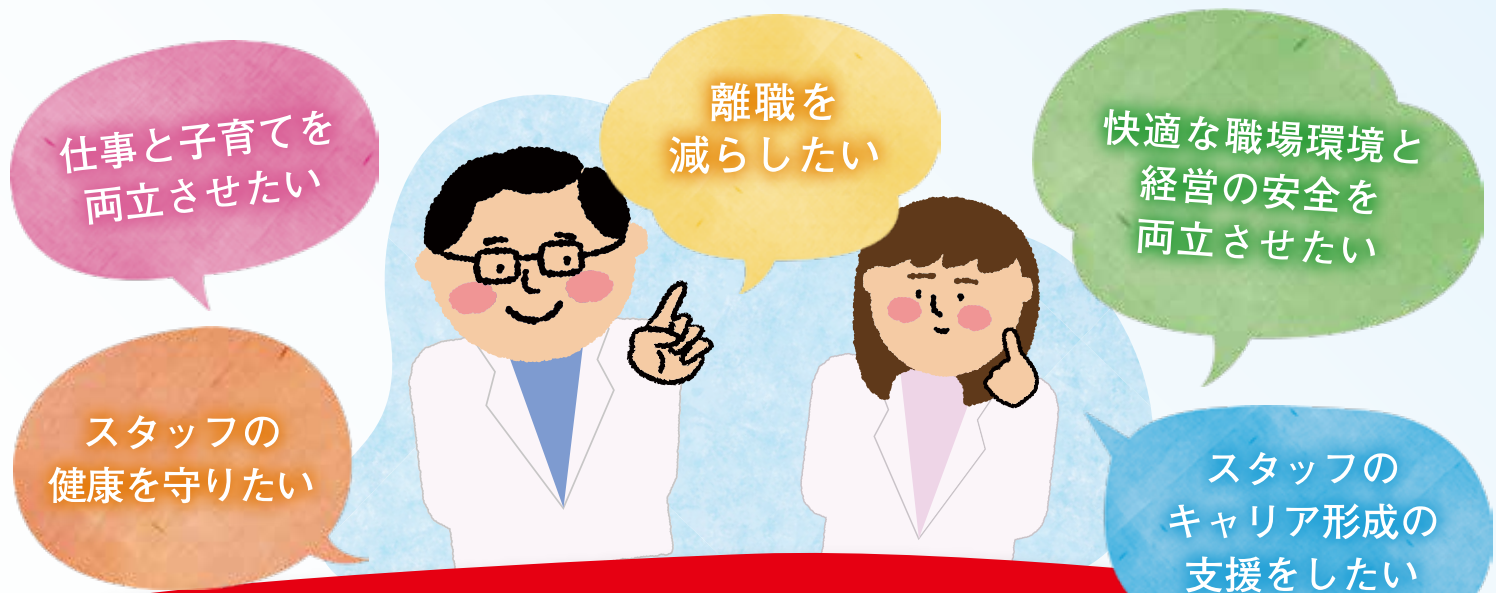
☎029-277-8295 📠029-224-6265

働きやすい職場づくりに取り組む医療機関を応援します

茨城県医療勤務環境改善支援センター

相談
無料

茨城県では、医師・看護師等の離職防止及び定着促進を図るため、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートする「茨城県医療勤務環境改善支援センター」を開設しました。本センターでは、医業経営アドバイザーと医療労務管理アドバイザーが、医療機関の多様なニーズに対し、専門的・総合的に支援します。



まずは専門家に相談しませんか？



医療勤務環境改善マネジメントシステムによる改善



スタッフ・患者・経営・3つのWIN

茨城県医療勤務環境改善支援センター

平日 9:00~17:00まで対応 / みんなで よい きんむかきょう
029-302-3471 FAX 029-307-4199

ウェブサイト 茨城県医療勤務環境改善支援センター

〒310-0852
茨城県水戸市笠原町489
一般社団法人 茨城県医師会内 4階
ibaraki@task-work.com

ご質問・お問い合わせは
お気軽にどうぞ！

実施機関：タスクールPlus（厚生労働省 茨城労働局 委託事業）





労働委員会の窓から

令和2年4月1日～令和2年5月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。

❁ 今期の事件の状況

❁ **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**3件**です。

❁ **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。

❁ **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



❁ お知らせ

❁ 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の開催について ❁

解雇やパワハラなど労働関係のトラブルにお悩みの方を対象に、労働委員会の委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）が直接相談に応じる**個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会**を開催します。相談は無料です。まずは、ご相談ください。

なお、前日までに、電話でご予約ください（8月上旬から受付を開始します）。

	日 時	会 場
第1回	10月1日(木) 17:00～19:00	銚田合同庁舎 (銚田市銚田 1367-3)
第2回	10月15日(木) 17:00～19:00	県庁舎 23階 茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町 978-6)
第3回	10月29日(木) 17:00～19:00	土浦合同庁舎 (土浦市真鍋 5-17-26)

【対象者】 県内に所在する事業所の労働者又は使用者

(正社員、パート、派遣社員、アルバイトなど雇用形態は問いません)

【ご予約・お問い合わせ】 茨城県労働委員会事務局 TEL 029-301-5563





あっせん員候補者の公示

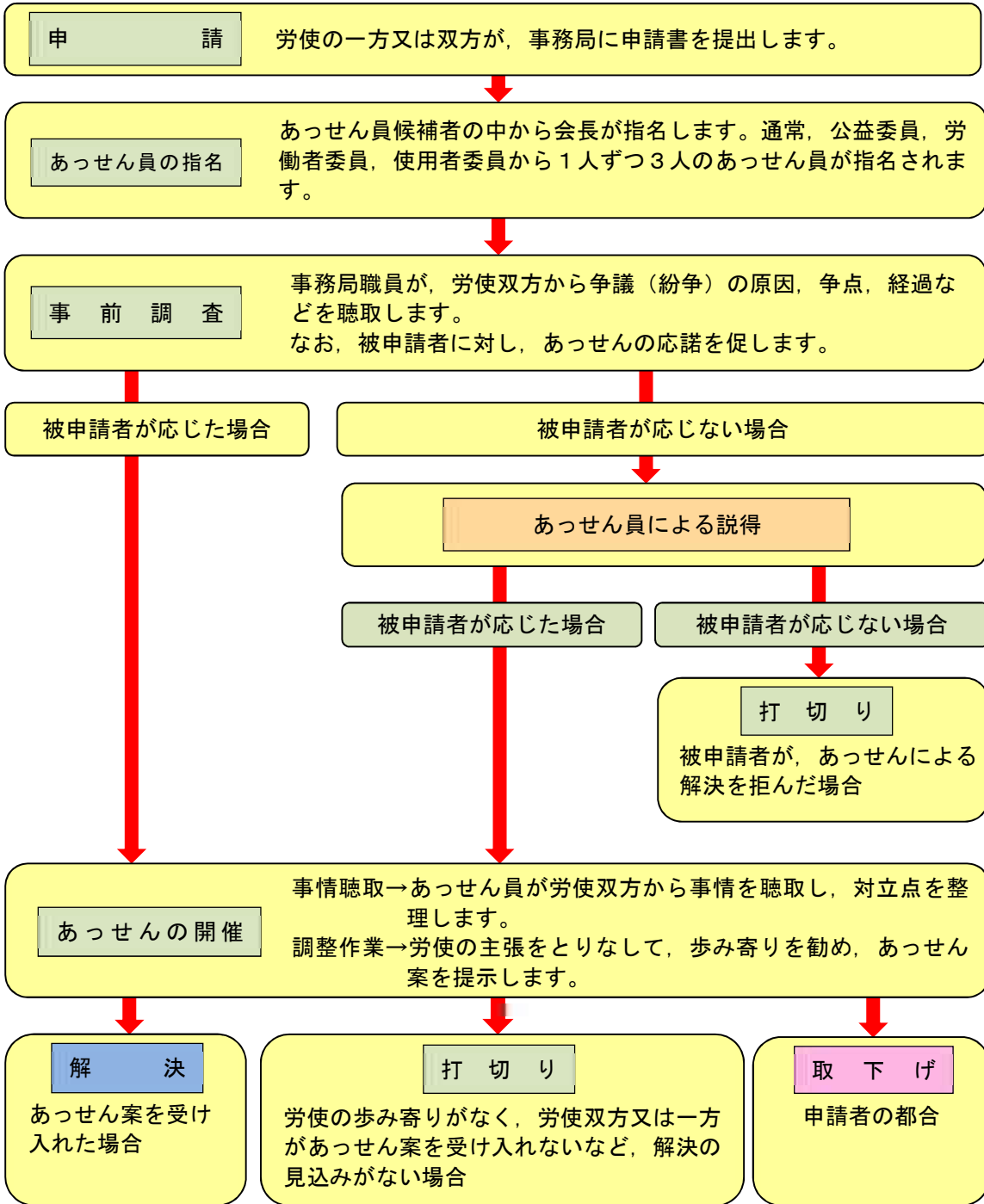


あっせん員候補者を令和2年5月28日付けで委嘱しましたので紹介します。

氏名	委嘱年月日	現職
木島 千華夫 きじま ちかお	平成24年12月3日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
山本 圭子 やまもと けいこ	平成22年12月1日	法政大学法学部講師 茨城県労働委員会公益委員
岩間 伸博 いわま のぶひろ	平成28年12月1日	茨城県労働委員会公益委員
吉田 勉 よしだ つとむ	平成30年12月6日	常磐大学総合政策学部教授 茨城県労働委員会公益委員
亀田 哲也 かめだ てつや	平成30年12月6日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
内山 裕 うちやま ゆたか	平成30年1月18日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
山本 勇 やまもと いさむ	平成26年12月1日	JAM北関東茨城県連絡会副会長 茨城県労働委員会労働者委員
赤澤 義明 あかざわ よしあき	平成27年11月12日	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長 茨城県労働委員会労働者委員
吉田 豊 よしだ ゆたか	平成28年12月1日	茨城県教職員組合顧問 茨城県労働委員会労働者委員
高木 英見 たかぎ ひでみ	平成29年9月21日	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長 茨城県労働委員会労働者委員
安田 仁四 やすだ ひとし	平成24年12月3日	一般社団法人茨城県経営者協会人事労務相談室長 茨城県労働委員会使用者委員
小松 美裕 こまつ よしひろ	平成28年5月24日	日鉄ビジネスサービス東日本株式会社相談役 茨城県労働委員会使用者委員
澤畑 慎志 さわはた しんじ	平成28年12月1日	一般社団法人茨城県経営者協会副会長 茨城県労働委員会使用者委員
曾根 徹 そね とおる	平成30年5月24日	株式会社日立製作所日立事業所事業所長 茨城県労働委員会使用者委員
生井 義雄 なまい よしお	平成30年12月6日	株式会社力スミ常勤監査役 茨城県労働委員会使用者委員
田所 和弘 たどころ かずひろ	令和2年5月28日	茨城県労働委員会事務局長
津田 卓也 つだ たくや	令和2年5月28日	茨城県労働委員会事務局次長兼総務調整課長
須賀 清次 すが せいじ	平成30年4月19日	茨城県労働委員会事務局審査課長



あっせんのながれ



○労働争議の調整、個別的労使紛争、どちらの「あっせん」もながれは同様です。



【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL 029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ~労使紛争の迅速・的確な解決を目指します~



茨城労働 Seed
7月号 第718号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
令和2年7月発行 TEL 029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>